

生活環境部の運営方針、重点項目（令和8年度）			
生活環境部の概要			
所属課と人員 （R8.4.1現在）		まちの振興課、環境政策課、ごみ減量課	75人
生活環境部の運営方針			
環境施策、地球温暖化対策、公園・水路管理、地域コミュニティと施設、各種市民相談、消費者行政、多文化共生、産業振興、観光、ごみや資源、防災、防犯など、市民生活さらには市民の生命・財産に直結する施策・業務を所管しており、それぞれの分野で市民に寄り添った社会的インフラとして安定的で持続可能な運用が期待されています。 また、法令等の要請だけでなく時代の変化に迅速に適応し、安心・安全な市民生活を実現するため、市民・関係者との対話を重視し、組織として安定的に知識・技術を継承しながら、未来に向けて魅力ある地域生活環境を整備していきます。			
令和8年度の重点項目			
No.	項目	具体的内容	達成状況
1	地球温暖化対策施策の推進	・市民向けセミナーの開催、太陽光発電共同購入の周知、ナッジ理論に基づいた情報発信等で、市域の地球温暖化対策をさらに推進します。 ・市として再生可能エネルギー電力共同調達、カーボンオフセット事業、CO2削減のためにリバースオークションを実施する他、新たな事業を立上げます。	
2	環境基本計画の改定	・現行計画の進捗確認及び社会情勢等を踏まえ、庁内検討会や環境審議会等で今後の方向性について検討します。 ・市民アンケートや市民参加型ワークショップ等で幅広く市民意見をヒアリングし、次年度の改定完了を目標に計画的に作業を進めます。	
3	商工観光施策の推進	・Kuni-Biz事業にアウトリーチ支援業務を追加して、相談件数の増加と利用者満足度を向上させます。 ・「（仮称）国立市商工観光振興計画」策定に向け、事業者対象アンケート調査や中小企業振興会議で議論を行い、次年度の計画策定に向け作業を進めます。	
4	地域コミュニティの活性化	・特に若年層等の施設利用促進を視野にモデル改修事業を行い、地域の居場所機能向上を目指します。 ・市が借りている団地商店街の一室について、他部署連携のもとで地域の市民活動団体等とも協力し、運用方法を検討します。	
5	ごみ減量の推進	「第3次国立市循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会形成に向け具体的対策を講じます。 ・協定を締結した民間企業との連携も踏まえ、プラスチックごみの減量と再資源化を推進します。 ・生ごみのたい肥化や一層の分別を通して、より一層のごみ減量に努めます。	
6	環境センターの保全整備	・環境センターの安全かつ安定的な運営を維持するため、「長期整備計画（5年間）」「保全整備計画（単年度）」に基に「長期保全計画」を運用し、機械設備の適切な維持管理に努めます。	
7	DX等による行財政改革の推進	下記の実現に向けて取り組みます。 ・公園樹木等各種保有データのGIS化 ・所管事業の届出や申請受付処理の電子化 ・各市民プラザの予約システム導入 ・LINE機能を利用したAI搭載型ごみ分別支援システムの導入	